



法律は、どうやって決めるの



しゅうぎいん さんぎいん
衆議院・参議院の両方の本会議で可決すると決ま
るのだが、衆議院だけで決まることもあるよ。

ないかく
内閣が法律案(法案)を提出するときは、関係する官庁かんちょうにつくらせ、内閣で検討けんとうしてから、内閣総理大臣が提出します。国会議員が提出するときは、一定の賛成する人数が必要です。提出先は、衆議院・参議院のどちらかの議長です。

委員会と本会議で審議しんぎ・採決する

法律案を提出された議院では、まず、案の内容に関係のある委員会で審議します。その後で採決が行われ、過半数の賛成があれば、次に本会議で審議・採決をすることになります。本会議で、出席議員の過半数の賛成で可決された法律案は、議長が、もう一つの議院に送ります。もう一つの議院でも、同じことが行われます。両方の議院で可決された案は、法律として成立します。国会の会期中に、審議が終わらなかった法律案は、廃案はいあん(採用されなかった案)となります。

衆議院ゆうえつの優越

衆議院と参議院の間で、議決の内容がちがったときは、両方から10人ずつの委員を出して、両院協議会を開き、意見を調整します。しかし、衆議院は、両院協議会を開いても開かなくても、出席議員の3分の2以上の賛成で、もう一度可決すれば、その法律案を法律として成立させることができます。このように、衆議院が参議院を上回る力をもっていることを、「衆議院の優越」といいます。

法律の公布

国会で成立した法律は、それに関係する大臣と内閣総理大臣しよめいが署名したのち、内閣の助言と承認しょうにんによって、天皇てんのうが公布します。施行期日しこうきじつ(実施する日)を定めていない法律は、公布の日から数えて20日を過ぎてから、施行されます。